

平成 22 年度の主な措置事例

◆ 遭難信号の誤発射を停止

平成22年11月、海上保安庁から、船舶が遭難した際に自動的に電波が発射される衛星 EPIRB からの遭難信号が佐世保市内から発射されているとの申告を受け、移動監視車による探索を実施し、佐世保市内の山中にある廃品回収業者の敷地内で電波が発射されている EPIRB を発見し停止させました。

◆ 航空機からの遭難信号の発射位置探査

平成23年1月、熊本空港を離陸し墜落した小型航空機の遭難事故の際に、墜落した小型航空機から発射されている遭難信号の発射位置に関する情報を捜査機関に提供するとともに、移動監視チームを現地に派遣し捜索に協力しました。

◆ 不法簡易無線局による合法簡易無線局への混信

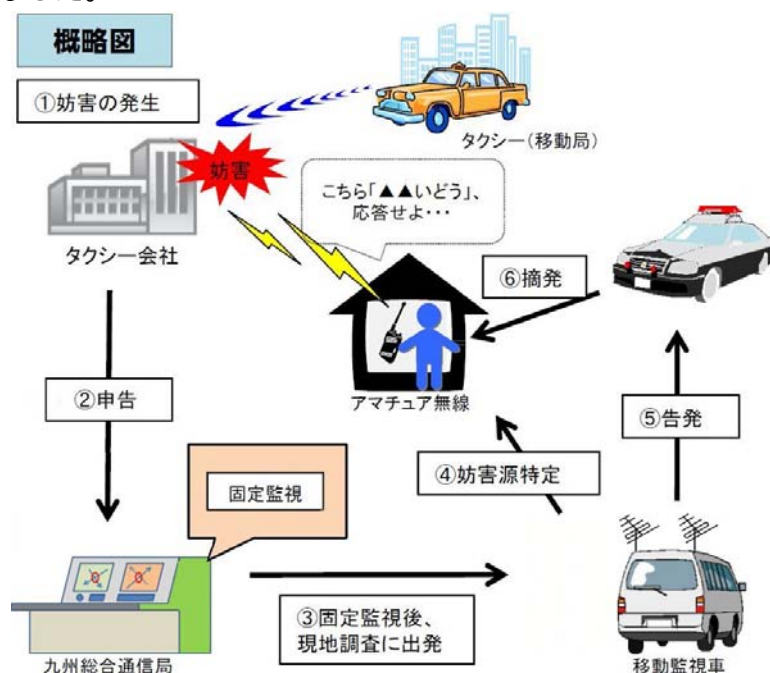
平成22年11月、宮崎県内の簡易無線局に混信があるとの申告を受け、電波監視施設(DEURAS)による固定監視や移動監視により、混信を与えていた運送会社を特定し電波法違反を確認しました。

会社社長は、会社所有の車両2台に免許を受けずに無線局を開設、運用していたもので、行政処分(無線従事者の従事停止処分)を行いました。

◆ 改造アマチュア無線機によるタクシー無線への混信妨害

平成22年5月、改造したアマチュア無線機を使用し、本来アマチュア無線局に許されていない周波数の電波を発射し、福岡県八女市のタクシー会社の無線通信に混信・妨害を与え、タクシーの配車業務を妨害していたアマチュア無線家を特定し、警察署との共同取締りにより摘発しました。

アマチュア無線家は、アマチュア局に許されていない周波数の電波を発射し、タクシー車両になりすまして妨害していたもので、行政処分(無線従事者の従事停止処分)を行いました。



◆ その他(キーレスエントリー等微弱無線機器への障害)

平成22年6月、北九州市の隣接した複数の住宅から車のキーレスエントリーが動作しないとの申告があり現地調査をおこなったところ、CATVケーブルの漏洩電波及び電柱から宅内への引き込み線から発生する不要発射が原因と推定されました。そのためCATV事業者や九州電力に対してそれぞれの設備を点検するように依頼し、接続部分の増し締めや碍子の交換等おこなったところ雑音レベルが減少し障害が解消するに至りました。